

# 営業許可業種一覧（令和3年6月1日以降）

渋谷区保健所

業種	説明
<p>飲食店営業</p>	<p>食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業。「調理」とは、その場で客に飲食させる、又は短期間のうちに消費されることを前提として、一応摂食しうる状態に近くなった食品を変形させる、他の食品を附加する、あるいは調味を加えるなどして飲食に最も適するように食品を加工成形することをいう。</p> <p>※飲食店営業のうち、簡易な営業をする場合は、飲食店営業の施設基準が一部緩和される。</p> <p>①既製品（そのまま喫食可能な食品）を開封、加温、盛り付け等して提供する営業（食品例：そうざい、ハム、ソーセージ、スナック菓子、缶詰、おでん等）                      ②半製品を簡易な最終調理（揚げる、焼く等）を行い提供する営業（食品例：唐揚げ、フライドポテト、ソフトクリーム等）                      ③米飯を炊飯、冷凍パン生地を焼成する営業                      ④既製品（清涼飲料水、アルコール飲料等）及び既製品以外の自家製ジュース、コーヒー等の飲料を提供する営業</p>
<p>食肉販売業 （注）</p>	<p>鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）を販売する営業。食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売するものを除く。</p>
<p>魚介類販売業 （注）</p>	<p>店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む。）を販売する営業。魚介類を生きているまま販売するもの、鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態販売するもの及び魚介類競り売り営業に該当するものを除く。                      ※対象となる鮮魚介類には、魚介類を活け、放血、頭・内臓・鱗除去等したもの、切り身又はむき身、生干し等にしたものを含む。魚介類販売業の許可を受けた施設で附带的に魚介類を茹でる、焼くなどの調理を行うことは可能。いわゆる仲卸はこの営業に該当する。</p>
<p>食肉処理業</p>	<p>食用に供する目的で食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律若しくはと畜場法に規定する鳥獣以外の鳥獣をとさつし、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業。</p>
<p>菓子製造業</p>	<p>菓子（パン及びあん類を含む。）を製造する営業。社会通念上菓子の完成品とされる食品を製造する営業をいい、いわゆる菓子種の製造業は含まれない。菓子製造業の許可を受けた施設で、客が購入した菓子やパンに飲料を添えて施設内で提供する場合、飲食店営業の許可を要しない。また、菓子製造業の許可を受けた施設で調理パンを製造する場合、そうざい製造業又は飲食店営業の許可を要しない。</p>
<p>アイスクリーム類製造業</p>	<p>アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業。</p>
<p>乳製品製造業</p>	<p>粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズ、乳酸菌飲料その他の厚生労働省令で定める乳を主原料とする食品※の製造（小分け（固形物の小分けを除く。）を含む。）をする営業。                      ※乳等省令第2条第13項に規定する乳製品（同条第21項に規定するアイスクリーム類を除く。）及び同条第41項に規定する乳酸菌飲料のうち、無脂肪固形分3.0%未満を含むもの。</p>
<p>清涼飲料水製造業</p>	<p>生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品（飲料に限る。）の製造（小分けを含む。）をする営業。</p>
<p>食肉製品製造業</p>	<p>ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（以下「食肉製品」という。）を製造する営業又は食肉製品と併せて食肉若しくは食肉製品を使用したそうざいを製造する営業。なお、食肉製品製造のための食肉の細切については、食肉処理業の許可を必要としない。</p>

（注）「容器包装に入れられた」状態のみが営業届出の対象となり、「容器包装に包まれた」状態は許可の対象。なお、「食品を入れる」とは、箱状、筒状あるいは袋状のものに食品を収容することであり、「食品を包む」とは紙や布などの平面的なもので食品を覆うことを指す。

業種	説明
水産製品製造業	魚介類その他の水産動物若しくはその卵（以下「水産動物等」という。）を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業。あじの開きや明太子などの他、改正前の魚肉練り製品製造業の対象であった、蒲鉾やちくわなどの食品も対象。 ※水産動物とは魚介類（魚、貝類、イカ、タコ等）よりも広い概念であって、クジラ、カエル、カメなども含む。ワカメなどの海藻の製造・加工に関しては対象外。
酒類製造業	酒類の製造（小分けを含む。）をする営業。
豆腐製造業	豆腐を製造する営業又は豆腐と併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品※を製造する営業。 ※焼豆腐、油揚げ、生揚げ、がんもどき、ゆば、凍り豆腐、豆乳（密封・密栓された清涼飲料水たる豆乳を除く。）、おからドーナツ等。
麺類製造業	麺類を製造する営業。麺類製造業の許可を受けた施設で調理麺（麺にねぎ、天ぷら、油揚げ、チャーシュー、コロケ、カレー等を添付したもの）を製造する場合、そうざい製造業又は飲食店営業の許可を要しない。
そうざい製造業	通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼物（いため物を含む。）、揚物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品を製造する営業。そうざいには、いわゆるそうざい半製品が含まれる。
複合型そうざい製造業	そうざい製造業を行う者が、HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限り、そうざい製造業と併せて食肉処理業に係る食肉の処理をする営業又は菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）の製造に係る営業を除く。）若しくは麺類製造業に係る食品を製造する営業。
冷凍食品製造業	そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業。小売販売用に包装された農水産物の冷凍品も対象。
複合型冷凍食品製造業	冷凍食品製造業を行う者が、HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限り、冷凍食品製造業と併せて食肉処理業に係る食肉の処理をする営業又は菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）の製造に係る営業を除く。）若しくは麺類製造業に係る食品（冷凍品に限る。）を製造する営業。
漬物製造業	漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品※を製造する営業。 ※高菜漬を使用した高菜漬炒め、味付けザーサイ、味付けメンマ等。
密封包装食品製造業	密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品）であって、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないもの（冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかな食品であって厚生労働省令で定めるものを除く※。）を製造する営業。なお、瓶、缶、プラスチック等の容器に密封包装された食品であっても、要冷蔵品については、対象とはならない。 ※除外食品：食酢（すし酢を含む）、はちみつ等。
食品の小分け業	専ら菓子製造業、乳製品製造業（固形物の製造に係る営業に限る。）、食肉製品製造業、水産製品製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業又は漬物製造業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業をいう。ただし、調理や小売販売における小分けは対象とはならない。

上記一覧の他、以下の業種があります。

調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業、特別牛乳搾取処理業、食品の放射線照射業、魚介類競り売り営業、集乳業、乳処理業、冰雪製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、納豆製造業、添加物製造業